

第 536 回広島地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	令和 3 年 8 月 5 日（木） 15 時 15 分～16 時 00 分		
開始場所	広島法務総合庁舎 12 階 共用第 1 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 3 年度広島県最低賃金の改正決定について 2 令和 3 年度広島県特定最低賃金の改正申出の取扱いについて 3 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 令和 3 年度広島県最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局より最低賃金専門部会における審議経過について説明、「広島県最低賃金を 28 円引き上げる」旨の専門部会長報告を読み上げた後、会長が各側に意見を求めたが、意見は無かった。</p> <p>会長は、部会長報告に基づき本審議会の答申案を作成することとし、各側に意見を求めたところ意見が無かったので、事務局に答申案の作成を指示した。</p> <p>事務局において「広島県最低賃金については、28 円引き上げ 899 円とするとの結論に達したので答申する」旨の答申案を作成、配付の後、内容を読み上げた。</p> <p>会長は、答申案について採決することとし、その結果、公益委員及び労働者側委員全員賛成、使用者側委員全員反対で採択され、事務局に答申案のとおり答申文の作成を指示した。</p> <p>事務局において答申文を作成、配付の後、内容を読み上げ、会長が広島労働局長に答申した。</p> <p>2 令和 3 年度広島県特定最低賃金の改正申出の取扱いについて</p> <p>事務局より本年度の広島県特定最低賃金改正の申出状況について説明の後、8 種類の広島県特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について、一括して広島地方最低賃金審議会の意見を求める旨の諮問文が読み上げられ、諮問された。</p> <p>会長は、8 業種の改正必要性について各側に意見を求めたところ、全会一致で議決され、8 業種一括し改正の必要性有りとする旨を広島労働局長へ答申された。その後、金額審議の諮問が労働局長から会長に行われ、金額改正の審議が行われることとなった。</p> <p>3 その他</p> <p>今回は広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出に関して審議する必要がある場合には、広島地方合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室で 8 月 23 日午前 9 時 30 分から開催するほか、特定最低賃金の改正決定について年内発効を目標とした日程調整等、諸事、事務局において所要の調整を図ることとされた。</p>			